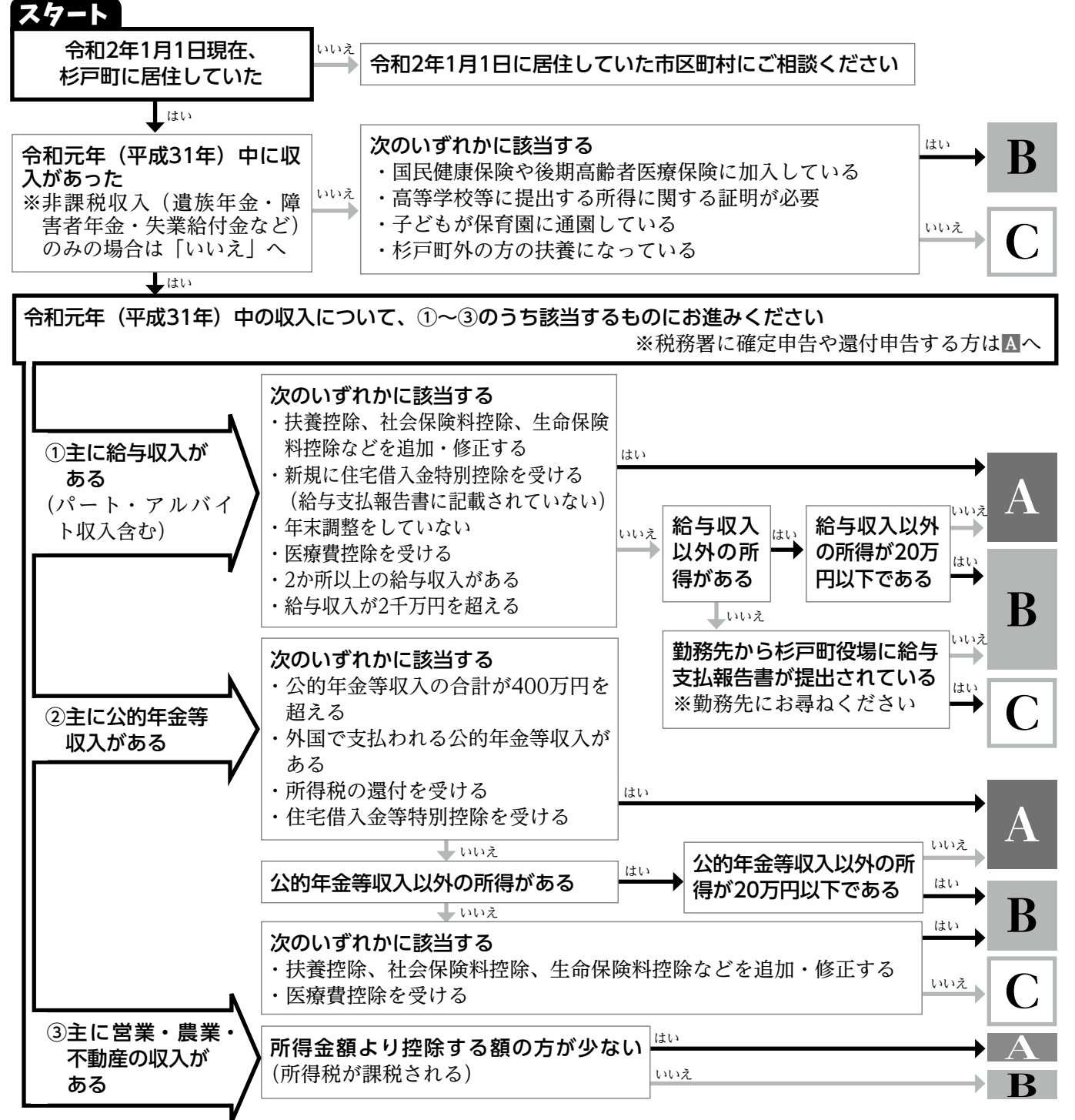


# 申告期間▶ 2/17<sup>㊞</sup> ~ 3/16<sup>㊞</sup> 所得税、町・県民税の申告はお早目に

**問合せ** 所得税の申告・還付申告／春日部税務署 ☎048 (733) 2111、町・県民税の申告／税務課 町民税担当 内線242

**申告フローチャート** ★下記フローチャートで申告が必要かどうかを確認しましょう。  
各結果の詳細は左ページをご覧ください。  
※フローチャートは一般的な目安のため、当てはまらない場合があります。



### ■令和2年度 町・県民税の主な改正点

#### 住宅ローン控除の対象期間が3年延長（消費税10%の住宅が対象）

令和元年10月1日～令和2年12月31日までに、消費税10%のマイホームを購入し居住した場合は、10年の住宅ローン控除の期間が13年に延長されます。延長される3年間の控除額は、一般の住宅の時は、①②の少ないほうの金額となります。①ローン残高（4,000万円までが控除の対象）×1% ②住宅の購入価格（税抜き4,000万円を限度）×2%÷3



## フローチャート結果

### A 所得税の確定申告が必要です

左記いずれかの方法で申告してください。

- ①春日部税務署で申告する（還付申告は受付中）  
日時 2月17日(月)～3月16日(月)  
(土・日・祝日を除く。ただし、2月24日(月・振)、3月1日(日)は開場)  
相談受付 8時30分～16時  
相談時間 9時～17時  
申告書提出 8時30分～17時  
場所 春日部税務署 ☎048・733・2111
- ②春日部税務署への郵送等で提出する  
春日部税務署  
〒344-8686  
春日部市大沼2-12-1
- ③インターネットで申告する  
詳細はe-Taxホームページを参照。  
ヘルプデスク ☎0570・01・5901
- ④スマートフォンで申告する  
詳細は広報すぎと1月号P4を参照。
- ⑤町・県民税申告会場で申告する  
下記日程表を確認し、当該会場・期間に必要な書類をご持参ください。

### B 町・県民税の申告が必要

下記日程表を確認し、当該会場・期間に必要な書類をご持参ください。  
※ご自身で記入した町・県民税申告書を町へ郵送して提出することもできます。確定申告をした場合は、町・県民税の申告は不要です。

### C 町・県民税の申告は不要

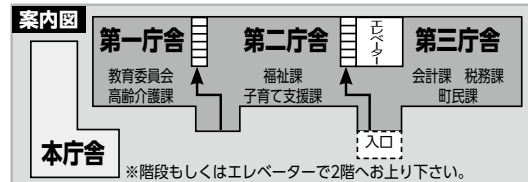
申告は不要です。

### 町・県民税申告受付日程表

※この期間中、税務課窓口での申告受付はできませんので、ご注意ください。

| 月日 (曜日) | 対象地区   | 申告会場                              | 受付時間                          |
|---------|--------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 2月      | 17 月   | 杉戸町役場<br>第2庁舎<br>2階第1・2会議室        | 9時～11時<br>13時～16時             |
|         | 18 火   |                                   |                               |
|         | 19 水   |                                   |                               |
|         | 20 木   |                                   |                               |
|         | 21 金   |                                   |                               |
|         | 24 月・振 |                                   |                               |
|         | 25 火   |                                   |                               |
|         | 26 水   |                                   |                               |
| 3月      | 27 木   | 杉戸町役場での受付は<br>左記期間のみ<br>※3月2日が最終日 | ※2月24日(月・振)、<br>3月2日(月)は15時まで |
|         | 28 金   |                                   |                               |
|         | 2 月    |                                   |                               |
|         | 3 火    |                                   |                               |
|         | 4 水    |                                   |                               |
|         | 5 木    |                                   |                               |
|         | 6 金    |                                   |                               |
|         | 9 月    |                                   |                               |
|         | 10 火   |                                   |                               |
|         | 11 水   |                                   |                               |
|         | 12 木   |                                   |                               |
|         | 13 金   |                                   |                               |
|         | 16 月   |                                   |                               |

※指定した日に都合の悪い方は、期間中であれば、どの会場でも受付します。  
※番号札は、当日午前8時から配布を開始します。混雑の状況により、午前中の受付時間内に番号札を取った場合でも相談開始時刻が午後になる場合がありますのであらかじめご了承ください。  
※2月17日(月)、21日(金)、25日(火)、28日(金)、3月3日(火)、4日(水)、13日(金)は税理士による無料申告相談を実施(所得税のみ)。



## 申告に必要なもの

- ①「個人番号カード」(番号確認と身元確認)または、「通知カード」(番号確認)と運転免許、健康保険証など(本人確認)
- ②印鑑
- ③給与所得者、公的年金所得者は源泉徴収票
- ④事業所得者、不動産所得者は収支内訳書(記入済みのもの)など
- ⑤社会保険の領収書(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方「所得申告参考資料」・国民年金等に加入の方「社会保険料控除証明書」など)
- ⑥生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ⑦障がい者の方は障害者手帳など
- ⑧学生は学生証
- ⑨医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」
- ⑩その他、控除関係書類
- ⑪申告者本人名義の口座番号のわかるもの